

一般社団法人横浜市柔道整復師会 災害時応急救護計画

令和8年 4月 1日

目次

1. 趣旨.....	3
2. 災害時応急救護対策本部の設置・招集と解散.....	3
(1) 横浜市柔道整復師会災害時応急救護対策本部の設置.....	3
(2) 横柔災害対策本部への役員の招集.....	3
(3) 解散.....	3
3. 横柔災害対策本部業務.....	4
4. 横柔災害対策本部組織.....	4
(1) 本部長の役割.....	4
(2) 副本部長の役割.....	4
(3) 統括の役割.....	4
(4) 各支部の役割.....	4
ア 応急救護体制の確立.....	4
イ 情報収集班及び応急救護活動班の設置.....	5
ウ 留意点.....	5
5. 職務代理.....	6
(1) 横柔災害対策本部長の代理.....	6
(2) 支部長の代理.....	7
6. 横柔災害対策本部の設置に伴う会員の活動.....	7
(1) 会員施術所における活動.....	7
(2) 地域防災拠点等における応急救護活動.....	7
7. 訓練の実施.....	8
8. 本計画の見直し.....	8
9. その他.....	8
10. 改廃.....	8
11. 担当者名.....	8
図 1 災害対策本部組織図.....	9
様式 1 応急救護活動報告書.....	10

様式2	被害状況報告書.....	11
様式3	応急救護必要患者状況報告書.....	12

1. 趣旨

この横浜市柔道整復師会災害時応急救護計画（以下「本計画」という。）は、「横浜市防災計画」及び「災害時における応急救護の協力に関する横浜市と一般社団法人横浜市柔道整復師会との協定」（以下「協定」という。）に基づき、横浜市柔道整復師会（以下「本会」という。）における災害時応急救護体制等について必要な事項を定めることを趣旨に策定する。

併せて、神奈川県柔道整復師会（以下「県柔整師会」という。）の要請に基づき、実施される本会の対応についても定める。

2. 災害時応急救護対策本部の設置・招集と解散

(1) 横浜市柔道整復師会災害時応急救護対策本部の設置

ア 会長は、市内で震度6弱以上の地震が観測された場合は、会長施術所内に横浜市柔道整復師会災害時応急救護対策本部（以下「横柔災害対策本部」という。）を設置することとする。

なお、震度6弱未満であっても、被災状況等に応じて必要と認める場合又は横浜市（以下「市」という。）若しくは県柔整師会から会長に対し要請があった場合も同様とする。

イ 会長施術所内に横柔災害対策本部を設置することができない場合には、副会長施術所内を代替施設として利用することができる。

(2) 横柔災害対策本部への役員の招集

ア 副会長及び支部長を除く理事、監事の招集

会長が横柔災害対策本部の設置を宣言した場合、会長は副会長及び支部長を除く理事、監事を招集し、参集した理事及び監事とともに横柔災害対策本部を設置する。

イ 留意点

(ア) 会長等から招集を受けた副会長及び支部長を除く理事、監事は、横柔災害対策本部の設置及び運営に必要な資機材を準備したうえで、横柔災害対策本部へ参集する。

(イ) 役員が横柔災害対策本部へ参集する場合は、代診による施術が可能な場合を除き、施術所は開院しないものとする。

(ウ) 役員は、参集するまでに会員の被災状況等を把握し、参集後に会長等へ報告する

こととする。

(3) 解散

会長は市との連絡調整を行い、災害時における応急救護活動が終了したと認められた時点で、横柔災害対策本部を解散する。

3. 横柔災害対策本部業務

横柔災害対策本部業務は、本会役員（支部長を除く）が担当することとする。

- (1) 横浜市災害対策本部、県柔整師会、支部及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- (2) 会員による地域防災拠点等での応急救護活動の調整に関すること。
- (3) 災害時の応急救護活動に必要な情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 施術可能な施術所に関する市民への情報提供に関すること。（※）
- (5) 被災会員の把握に関すること。（※）
- (6) 関係団体及び関係機関からの要請に基づく応急救護に関すること。
- (7) その他応急救護活動及び緊急支援活動に関して必要な事項

※会員から支部長及び統括へメール又はLINE 等にて報告

4. 横柔災害対策本部組織・・・（注1）

(1) 本部長の役割

本部長には会長があたり、全ての業務の指示系統の責任を担う。

(2) 副本部長の役割

副本部長には副会長があたり、本部長を補佐し、次の業務を担う。

ア 横浜市柔道整復師会の活動に関する情報集約及び市や関係機関等への情報提供

イ 横浜市災害対策本部、県柔整師会及び関係団体との連絡調整

(3) 統括の役割

統括には支部長を除く理事及び監事があたり、本部長又は本部長の命を受けた副本部長の指示に基づき、各支部等との調整を行い、各支部長や各区代表会員からのメール又はLINE 等を活用した情報収集（※）等を担当する。なお、連絡責任者は、理事（総務）とする。

（注1）横柔対策本部組織図・・・P 9 図1

(4) 各支部の役割

ア 応急救護体制の確立

市内で震度 6 弱以上の地震を観測した場合など、横柔災害対策本部の設置に伴い、支部長は速やかに情報収集班を立ち上げ、支部会員の被災状況等の把握に努める。

また、市又は県柔整師会から会長に対して要請があった際には、直ちに地域防災拠点等で応急救護活動を実施できるよう、連絡網を活用したメール又は LINE 等による支部会員への連絡体制を確保する。

イ 情報収集班及び応急救護活動班の設置

(ア) 情報収集班

a 班の構成

支部長及び副支部長の 2 名で構成する。

なお、情報収集班の構成員に変更があった場合には、速やかに横柔災害対策本部へ報告する。

b 班の活動

会員の被災状況（会員の安否、全壊、半壊、一部損壊、断水、停電等）及び活動可能な会員の状況等を確認し、当該情報を整理したうえで、横柔災害対策本部へ報告することとする（注 4）。

（注 4）被災状況報告書・・・P11 様式 2

(イ) 応急救護活動班

a 班の構成

支部長又は支部長が任命した者 1 名以上で構成する。

なお、支部長は応急救護班の派遣先名簿を本会へ提出しておかなければならない。

b 班の活動

地域防災拠点等において、応急救護活動（応急救護が必要な傷病者の把握及び情報収集（注 5）を含む。）を実施することとする。

なお、応急救護活動班の出動が困難な場合には、速やかに支部長へ報告することとする。

（注 5）応急救護必要患者状況報告書・・・P12 様式 3

ウ 留意点

(ア) 支部が地域防災拠点等における活動を実施する際には、横柔災害対策本部の指揮下に入るものとする。

(イ) 支部は、横柔災害対策本部からの指示に基づき、速やかに班を編成し、応急救護活動を実施することとする。

(ウ) 支部長、副支部長又は区代表会員は、区災害対策本部から直接要請があった場合、支部を通じて、横柔災害対策本部に報告したうえで、当該要請に基づき、応急救

護活動を実施することとする。

(イ) 支部長は、情報収集班及び応急救護活動班を通じて得た情報及び活動内容について、1日1回以上、横柔災害対策本部へ報告することとする。(注3)

(注2) 災害対策本部組織図・・・P9図1

(注3) 応急救護活動報告書・・・P10様式1

<担当役員及び連絡先>

役割	役職	氏名	住所	連絡先
本部長	会長	櫻田 博昭	旭区白根 4-1-15	951-7678 hap67210@star.odn.ne.jp
副本部長	副会長	矢澤 正司	青葉区新石川 2-4-11	912-6188 boneyazawa@tbz.t-com.ne.jp
		小林 哲也	南区堀ノ内町 1-4-1	716-3655 info@sekkotsu.jp
統括	理事 (総務)	田澤 俊二 (連絡責任者)	西区戸部本町 49-15-101	312-4428 tobex2@io.ocn.ne.jp
南支部長	理事	後藤 真一	南区新川町 2-3-5	253-0515 baysouls@gmail.com
西支部長		左右田 和	青葉区藤が丘 2-19-1	532-6387 physical.bonesetter.hope@gmail.com
統括		高山 美智男	鶴見区東寺尾 5-1-7	584-4274 m.takayama2024@outlook.jp
		藤井 俊介	栄区桂台北 24-37	893-9914 itsudemo9914@gmail.com
中支部長		有賀 和彦	保土ヶ谷区常盤台 50-27	331-5664 kazkaz.1703@topaz.plala.or.jp
統括	監事	小舘 智治	戸塚区汲沢 8-19-2	864-2344 bs517.kodate@comet.ocn.ne.jp
北支部長		二宮 嘉信	鶴見区岸谷 1-24-12	571-1597 honehone@khc.biglobe.ne.jp

5. 職務代理

(1) 横柔災害対策本部長の代理

ア 本部長がその職務を履行できない場合は、副本部長がその職務を代理する。

イ 副本部長がその職務を履行できない場合は、理事又は監事がその職務を代理する。

(2) 支部長の代理

応急救護活動に支障をきたさぬよう、支部において、支部長がその職務を履行できない場合は、副支部長がその職務を代理し、本部に届け出ておくものとする。

<職務代行者及び連絡先>

支部名	役職	氏名	住所	連絡先
北支部	副支部長	高山 美智男	鶴見区東寺尾 5-1-7	584-4274 m.takayama2024@outlook.jp
西支部		蕨 圭介	都筑区南山田 町 4044	593-5609 keisuke.warabi@gmail.com
中支部		立花 健	泉 区 和 泉 町 3501	803-0810 tachibana1110@gmail.com
南支部		新堀 卓哉	南区白妙町 1- 3	231-4683 kyu.nezumi@icloud.com

6. 横柔災害対策本部の設置に伴う会員の活動

会員の被災状況について、被災状況報告書を用いて、メール又は LINE 等にて支部長に報告するとともに、被災状況等に応じて、次の活動を実施することとする。

(1) 会員施術所における活動

会員や従業員等の安全が確保され、施術所の開院が可能な場合には、「開院中」のプレートを目立つ場所に掲示して施術を継続するとともに、その旨を支部長に報告することとする。

また、会員以外の施術者が代診を行う場合においても、「開院中」のプレートを掲示して施術を継続できることとし、その際も支部長に報告することとする。

(2) 地域防災拠点等における応急救護活動

各支部長又は区代表会員と区災害対策本部との間で、活動場所となる地域防災拠点等が事前に指定されている場合には、当該地域防災拠点等へ参集して活動を実施するとともに、その旨を支部長へ報告することとする。

活動場所となる地域防災拠点等が指定されていない場合には、支部長、副支部長又は区代表会員は区災害対策本部と調整を行い、活動場所となる地域防災拠点等を指定するとともに、会員に対して参集の指示を行うものとする。

なお、会員は、施術所を閉院したうえで、指定された地域防災拠点等に参集し、地域防災拠点等の責任者の指示のもとに応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する業務の範囲）を実施する。実施した場合、応急救護活動報告書により支部長に報告する。

7. 訓練の実施

本計画に定める応急救護体制の確立に向けて、年 1 回以上、災害時における情報収集及び応急救護活動に関する訓練を実施し、訓練内容等を会長に報告するものとする。

8. 本計画の見直し

本計画は、必要に応じて見直すものとし、内容に変更等が生じた場合には、市に連絡するものとする。

9. その他

本計画に定めのない事項、又は本計画に疑義が生じた場合は、会長が本会理事会に諮り決定する。

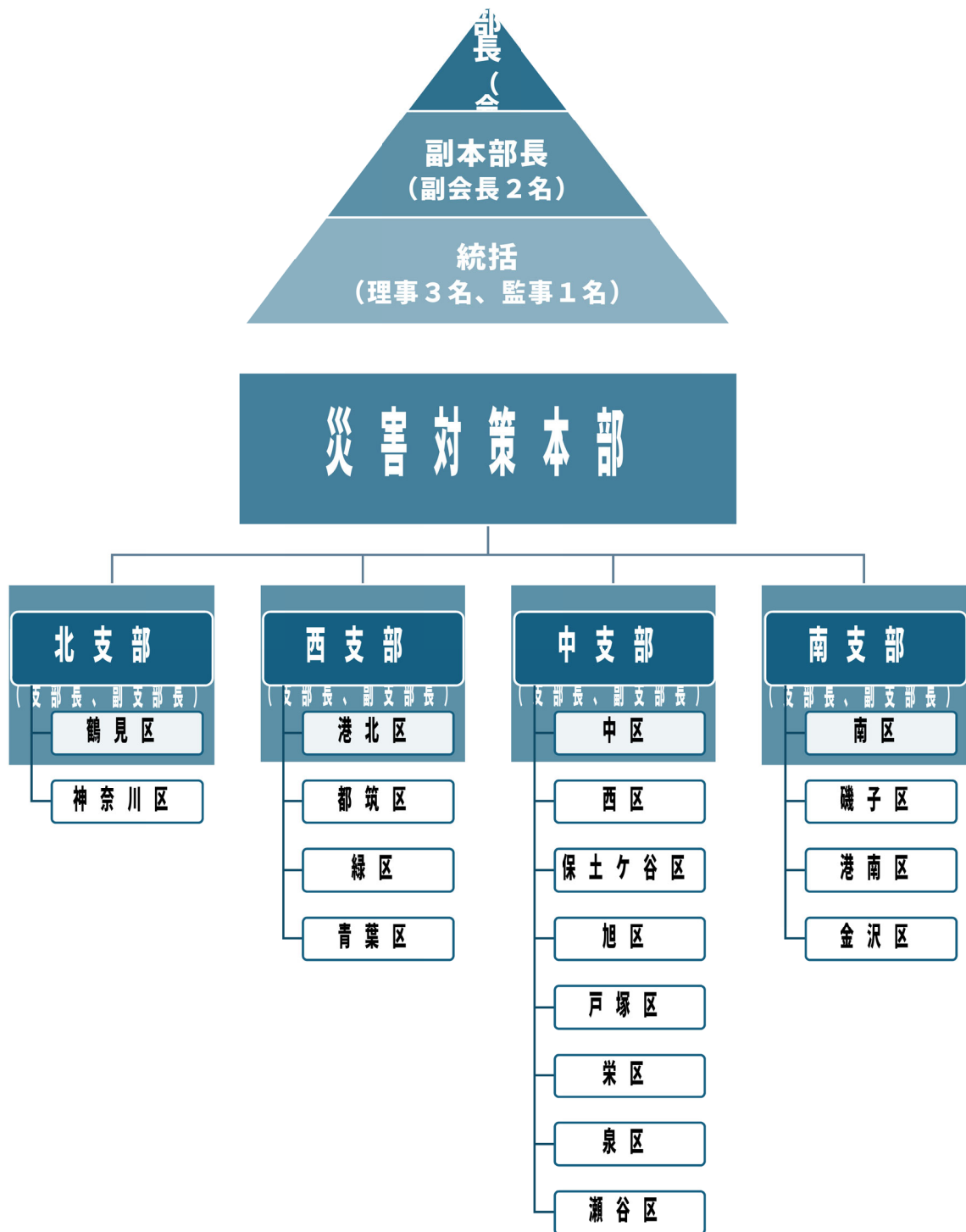
10. 改廃

本計画の改廃は本会理事会の承認を経て行う。

11. 担当者名

本計画に掲載されている氏名は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

図 1 災害対策本部組織図



様式 1 応急救護活動報告書

応急救護活動報告書

活動日 年 月 日	活動時間 時 ～ 時
担当者名 (支部)	防災拠点名 (区)
活動内容	
応急手当・指導 (例) 骨折患部の整復・固定 医療機関への紹介 合計 人に施術	
衛生材料の状況	
充分 不足 無 具体的に必要な物	
緊急支援活動	
その他の活動（支援物資等の保管・搬入・配送等）の補助	
メモ	

様式2 被害状況報告書

被災状況報告書			
年 月 日 時 現在			
報告者名		支部名	
人物被災の状況			
負傷者数	本人 名・家族 名・従業員 名	合計 名	
負傷者状況	重傷 名	軽傷 名	
対処	病院搬送 自宅待機		
施設被害状況			
使用可能の可否		建物の状況及び復旧状況	
電気	可 否	全壊	
水道	可 否	半壊	
ガス	可 否	一部損壊	
被害内容			
施術所の開設		可能 不可能	
開設不可理由			
避難状況			

様式3 応急救護必要患者状況報告書

応急救護必要患者状況報告書

活動日 年 月 日			担当者名 (支部)	
防災拠点名 (区)				
対応可能			対応不可能	
重傷	骨折 脱臼	名	開放性	名
中傷	捻挫	名	出血	名
軽傷	打撲	名	意識障害	名
計 名			計 名	